

日本下水道施設業協会 令和3年度 事業計画

I. 事業計画の概要

1. 下水道施設業を取り巻く状況

深刻な我が国の財政状況の下、都市の排水・公衆衛生・水質保全・資源利用など社会の重大かつ基本的機能を担う下水道事業は、人・モノ・カネとも厳しさを増し、下水道法一部改正、PFI法改正等と矢継ぎ早に施策が進められており、それらのいずれにおいても民間活用の推進が求められています。

生産性革命・働き方改革が求められる中、新型コロナウイルスの大流行が世界に広がり、日本の暮らし・働き方も否応なく対応を迫られました。

下水道事業予算（総事業費）は、平成10年度の約4.8兆円をピークに社会保障関係費の増加と税収の減少等の影響により国費による支援が抑制された結果、整備された多くの下水道設備が老朽化し改築更新期を迎える一方、社会資本整備総合交付金（以下「交付金」）が地方公共団体の要望に対し不足する状況が続き、平成22年度以降は1.5兆円程度で推移しています。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（R2）による交付金増額は、5年間継続となり、初年度分は令和3年度予算案でなく令和2年度補正予算案で計上されました。汚水の改築については、「国費による支援（交付金）は、未普及の解消と雨水対策に重点化していくべき」という財政制度等審議会建議（平成29年度）により、地方公共団体における下水道財政の更なる逼迫と共に下水道設備の改築更新の更なる先送りが懸念されるどころです。国費による支援の重点化については、関連事業者団体のみならず地方公共団体並びに地方議会からも、汚水処理に係る改築更新に対する国費による支援の継続と当該国費の確保について要望が行われましたが、災害等もあり雨水等への重点化への流れは続いています。

一方、老朽化が進み需要が拡大する改築更新工事については、処理機能を維持し供用しながらの現場施工を要することから代替仮設や切り回しなど新設・増設工事と比較して困難が多く、採算性の悪化が指摘されていましたが、それに加え東日本大震災の復旧・復興事業、オリンピック建設特需等も加わり人手不足は厳しさを増し人件費・資材等が高騰し、まだまだ厳しい状況は続いています。

一昨年の台風19号により全面水没した下水処理場等の復旧が続く中、熊本県でも大水害が発生するなど、地球温暖化とともに近年、豪雨が毎年のように頻発しており、耐水化はじめ対策の強化が求められています。

昨年4月7日に緊急事態宣言が発令された新型コロナウイルスについては、工期への影響を最小限とすべく製造・調達・工事の各現場で感染拡大防止に様々な緊急対応を迫られ、国土交通省からは不可抗力として工期・金額等協議すべき旨、地方公共団体へ通知されました。協会行事も次々中止や書面開催となり、時差出勤・在宅勤務、委員会等のリモート化が進みました。

パンデミックを機に業務全体を基本から見直すことが求められる状況下、設立 40 周年を迎える日本下水道施設業協会は、下水道事業への継続的な投資、下水道経営の効率化及び省エネ・創エネ・資源利用に資する技術の向上・研鑽、適正な利潤確保に向けて、諸課題の解決について関係機関と連携して取り組んでまいります。

2. 事業執行に関わる諸課題解決への取り組み

下水道事業の効率が大きく改善され、老朽化が深刻な下水道設備の計画的改築更新と省エネ・創エネ・資源利用等に必要な事業費が確実に確保されるよう、会員意見などをもとに、国、日本下水道事業団（以下「事業団」）、地方公共団体への提言活動や意見交換等を積極的に行ってまいります。

1) 持続可能な下水道事業の推進

改築更新等に必要な事業費の確保に加え、手続き・書類の簡素化・デジタル化などによる生産性向上・働き方改革、新技術の開発・積極的な採用に向けて、国・地方公共団体等への積極的な働きかけを行います。また、頻発化する災害時支援体制の確立に向け、災害時における緊急工事協定など官民連携を進めます。

2) 改築更新時代に対応した設計積算

近年、発注工事の 2/3 が、現場条件が複雑で手間も多い改築更新工事となっていることから、これらに応じた設計積算と必要な設計変更が確実に実行されるよう、具体例も踏まえて訴えかけを行います。

3) 入札契約制度運用等の改善

改正公共工物品確法の運用指針を受けて、公共工事の適正な契約に向けて、予定価格事前公表の廃止や、技術力を重視した契約制度の充実等を働きかけます。

4) 循環型・脱炭素社会の構築とグローバル化への対応

社会ニーズの変化に応じて技術革新が進む中、指針の適宜改訂等に向け、必要な技術資料の収集・整理・提供を進めます。

また、グローバル化が進む中で、国内での円滑な事業執行、我が国の技術による世界の水・環境問題解決への貢献に向け、活発化する水分野の国際標準化への対応を行います。

3. 広報・普及啓発への取り組み

下水道事業の財源が大きく不足する中、日頃見えにくい下水道整備の必要性と下水道の持つバリューの大きさを分かり易く情報発信し、広く国民の理解を得ることは益々重要性を増しております。また、その効果を高めるためにも発信力を高め相応しいプレゼンスの向上を目指します。

1) 広報活動

技術紹介を含むWebサイトのリニューアルや機関誌（年2回）、他協会と連携した新聞発行、有志による一般向広報等によって、地方公共団体などへ、新たな動きを含めた情報発信を行います。

2) 普及啓発活動等

入札契約制度についての公開講座や下水道の創エネ・資源化等を推進する「循環のみち研究会」セ

ミナーのリモートも活用した開催、会員向けに制度改正等の周知・安全管理等の講習・会報発行等を行うとともに、関係事業者団体・下水道広報プラットフォーム(GKP)等と連携した展示会活動などを行います。また、下水道界への優秀な人材の確保に向けた会員の活動を支援します。